

袖ヶ浦市景観まちづくり基本計画

【概要版】

～光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦～



袖ヶ浦市

1 景観まちづくり基本計画の策定について

平成15年に「美しい国づくり政策大綱」(国土交通省)が発表され、平成16年には「景観法」が公布されました。これらを活用することにより、地方公共団体が地域の特性に応じた景観施策を、積極的に展開することができるようになるなど、国をあげて景観まちづくりのための体制づくりが進められています。

本市においても、ゆとりや潤い、安らぎのある暮らし、自然景観の保全や歴史・文化を活かしたまちづくりを進める必要性があることから、平成17年度から基本構想の検討や、市内5地区における地域別ワークショップにより地域別構想をまとめてきました。更に、市民への景観まちづくりに関する意識啓発が大切となることからワークショップによりまち歩きや里歩きを行い、景観まちづくりに関してベースとなる基本的な取り組みを行ってきました。

これらを踏まえて、学識者、公募市民および関係団体等による景観まちづくり基本計画策定委員会により、市の景観に関する基本的な考え方を整理し、景観まちづくりを実現するための施策の方針として、本計画をまとめました。

今後は、景観行政団体[※]へ移行し、景観計画の策定及び景観条例の制定を行うなど、景観法に基づく景観まちづくりのためのルール化を目指します。

※ 景観行政団体…景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るための仕組みを記した『景観計画』の策定や、計画に基づく行為の規制等の業務を行う自治体のことです。
都道府県や政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体になります。その他の市町村に関しては、県との協議・同意により景観行政団体になることができます。
上記以外の地域は、都道府県が景観行政団体となります。

2 景観とは

本計画における景観とは、風景や景色などの眺めであり、匂いや音などの様々な要素からなる空間(景)を私たちが目にし、感じる(観)ことで捉えるまちや地域の表情を意味しています。

具体的には、田園風景、里山や河川等の豊かな自然環境、歴史が積み重なって形成したもの、街並み等まちのイメージを伝えるもの、そして農作業や子どもが遊ぶ様子など生活と結びついたものなどが景観を構成する要素となります。



臨海部から東京湾と富士山



椎の森自然環境保全緑地



飯富地区 山野貝塚

3 本市の景観

本市は臨海部の埋立地と、小櫃川と浮戸川によって形成される平野、主に畑作が営まれている台地そして樹林地である丘陵地と、起伏に富んだ地形となっており、東京湾や富士山の眺望も楽しむことができます。

市内には多くの河川が東京湾へ流れ、水と緑の豊かな潤いを感じることでできるまちでもあります。また、歴史も古く、縄文時代の貝塚や寺社仏閣が数多く存在し、農村の伝統・文化を色濃く残す祭りも継承されています。

臨海部には工業地帯が形成され、駅周辺の市街地の整備が進むなど、本市の景観は昔と今、自然と産業など、様々な景観の要素を抱えています。

こうした本市独自の景観が形成されてきた中で、これらの景観を守り、育て、より良いものにすると同時に、これまで守り育ててきた景観と調和する新たな景観を創っていく必要があります。



農村公園 田植体験

4 景観形成の現状と課題

本市の景観を形成している要素を、①自然系、②歴史・文化系、③市街地系、④眺望系、⑤イベント・行事系の5つと捉えます。ここでは、それぞれの要素が目指す景観形成の方向性と、課題を明らかにします。

表. 景観形成の方向性と課題

景観要素	景観形成の方向性	課題	
①自然系	<ul style="list-style-type: none"> ◆海と山を有し、起伏に富んだ地形 ◆農地、里山、緑との一体感 ◆潤いを感じる河川 	<ul style="list-style-type: none"> ●里山の景観を維持するために、下草刈りや間伐など、適切な手入れが必要です。 ●農地や農村の自然・環境等の保全のため、地域住民等の幅広い参加が望まれています。 ●荒れた山林や河川、耕作放棄地では、廃棄物の不法投棄等が行われやすくなっています。 	 <p>南総昭和線沿い斜面林</p>
②歴史・文化系	<ul style="list-style-type: none"> ◆古代の歴史を感じる遺跡 ◆交通の要衝・街道と宿場町 ◆歴史・文化を感じる文化財や寺社仏閣 	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの文化財や寺社仏閣について、緑の潤いをもたらす場、歴史や伝統文化を伝える場として、より身近に感じるように保存していくことが必要です。 	 <p>飯富神社(根形)</p>
③市街地系	<ul style="list-style-type: none"> ◆骨格となる交通軸 ◆整然とした市街地 ◆緑と調和した工業地帯 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道駅周辺等は、地域の生活拠点としての街並や、訪れる人に「袖ヶ浦」を感じさせる景観形成が必要です。 ●商業地については、人々が集い賑わう魅力ある景観形成が求められます。 ●景観を損なう屋外広告物を抑制し、魅力ある市街地づくりに取り組む必要があります。 ●商店街や住宅街の街灯、ライトアップなど、魅力的で、安全・安心なまちづくりが必要です。 	 <p>長浦駅前広場</p>
④眺望系	<ul style="list-style-type: none"> ◆平野と台地に広がる田畑の眺望 ◆海と対岸と富士を望む広大な眺望 	<ul style="list-style-type: none"> ●富士山や東京湾、美しく整備された田園風景など、眺望ポイントとしての環境づくりが求められます。 	 <p>海浜公園からの夕景</p>
⑤イベント・行事系	<ul style="list-style-type: none"> ◆伝統を感じる祭りの景観 ◆季節に溶け込むイベント・行事 ◆身近な生活の中で見られる行事や取り組み ◆季節を感じる農作業の光景 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の重要な伝統文化を伝えていくため、多くの人が参加し、学び、伝えていくことが必要です。 ●本市の風土、市民の生活や活動が生み出した地域のイベントや行事への、市民の積極的な関わりが大切です。 ●景観に関する身近な取組について、多くの人が関心を持ち、参加してもらうための仕組みづくりが必要です。 	 <p>小櫃川の鯉のぼり</p>

5 景観まちづくりの方針

本市の景観まちづくりの基本的な方針として、**基本理念**、**基本目標**、**基本方針**を定めます。

1. 基本理念

光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦

魅力ある街並みや人々の輝きを「光」、豊かな自然や田園等、緑の風景と、地域のつながりや様々な人の交流を吹き渡る「風」として捉えます。

そして未来を担っていく子どもたちに、この光輝き風薫る袖ヶ浦の景観を引き継ぎます。

2. 基本目標

人と自然が調和する景観づくり

里山、樹林、河川や海など、自然を大切に、友好に関わっていくことで、互いに調和して共存することを目指します。

人と人をつなぐ景観づくり

始まりは一人ひとり別々の取組みでも、取組みの中で出会いが生まれ、仲間となって共に創り育む、景観まちづくりを目指します。

未来に伝える景観づくり

先人達から受け継いできた本市の伝統、街並みや自然環境等の価値を高め、より魅力あるものに育て、次世代へと継承していくことを目指します。



谷津田の風景



神納の祭り

3. 基本方針

育む —1人ひとりの行動・取組みで育む景観づくり—
身の回りのできることを大切に、市民全員で景観まちづくりに取組みます。

守る —歴史・自然により形成された景観の保全—
景観まちづくりの礎となる歴史・自然を大切にします。

創る —市の特徴を活かした景観づくり—
山から海まで、広い視野に立って景観をつくります。

学ぶ —景観まちづくりの学習—
景観まちづくりを学び、次世代につなぎます。



自宅前の排水溝掃除の様子



景観ワークショップの様子

6 景観エリアの分類と方針

本市の地形や、土地利用等をふまえて、市域を以下の5つのエリアに分類し、基本理念に沿いながら、それぞれの地域の景観特性に合った景観まちづくりに取り組む為のテーマと基本的な方針を表します。



里山エリア

【テーマ】

里山を身近に感じ、気軽に訪れられる景観まちづくりを進めます。

【基本的な方針】

- ・里山や谷津などの自然環境を保全します。
- ・多くの生物が生息する豊かな自然環境を守ります。
- ・人の暮らしと自然との調和を図ります。



東京ドイツ村

畑地・集落エリア

【テーマ】

周囲の緑と集落・耕作風景の調和が取れた景観まちづくりを進めます。

【基本的な方針】

- ・空や遠方の山々を見渡せる景観まちづくりを進めます。
- ・豊かな土壌と緑、緑と調和した伝統的な住環境を大切にします。
- ・ため池や堰などの水辺環境を活かした景観まちづくりを推進します。



畑作地帯

田園・集落エリア

【テーマ】

農業を営み続け、豊かさを感じる景観まちづくりを進めます。

【基本的な方針】

- ・小櫃川・浮戸川・松川等の河川を身近に感じる景観まちづくりを進めます。
- ・田園や斜面林と集落の調和の取れた、潤いと広がりのある景観まちづくりを推進します。



小櫃川

市街地エリア

【テーマ】

住む人も訪れる人も、暮らしを楽しみ、賑わいを感じる景観まちづくりを進めます。

【基本的な方針】

- ・地域の拠点にふさわしく、質の高い景観まちづくりを進めます。
- ・富士山などの眺望や、公園や社寺などの地域資源を活かした景観まちづくりを進めます。
- ・暮らしに賑わいや楽しさ、居心地の良さを感じる景観まちづくりを進めます。



袖ヶ浦駅周辺の市街地

工業地エリア

【テーマ】

市街地や人々の生活に融合する工業地域の景観を形成し、親しみある景観まちづくりを進めます。

【基本的な方針】

- ・空や海と調和し、眺望に配慮した景観まちづくりを進めます。
- ・工業地帯や海を身近に感じることができる景観まちづくりを進めます。



袖ヶ浦海浜公園からの眺望

7 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくりの進め方

市民一人ひとりが景観まちづくりについて意識し、積極的に関わることで、市内の隅々まで目が行き渡り、効果的な景観まちづくりがなされます。

景観まちづくりについて共通認識を持ち、一人ひとりが積極的にその取組みを行っていくことが重要です。

2. 市民、事業者、行政の役割と連携

市民、事業者、行政が、積極的に関わり、役割を果たしていくことが大切になります。

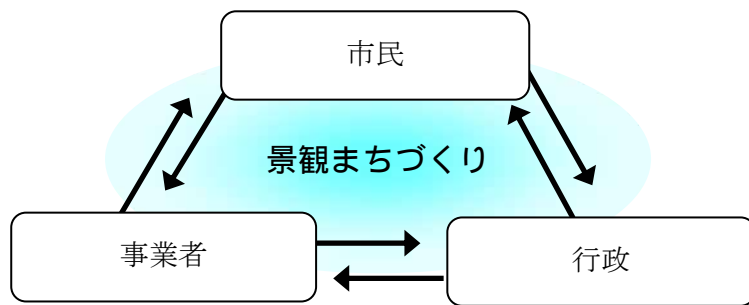


図 協働のイメージ

それぞれの役割

市民：まちをよく知り、関心を高め、学び、まちづくりへの参加や、生活環境の維持・改善等、身近な景観まちづくりに取り組みます。

事業者：周囲の街並みとの調和、地域の景観まちづくりへの協力等、景観まちづくりに積極的に取り組みます。

行政：市民、事業者、国や県、関係機関等と綿密に連携を組みながら、景観計画策定等、景観まちづくりを主体的に推進します。

3. 景観まちづくりの取組み

● STEP 1 【景観まちづくりの土台づくり】

景観まちづくりに関心を持ち、本市の景観の未来像を皆で共有するために学び、実践に移すため、景観まちづくりの土台を整えます。

● 市民と事業者の取組み

- ・ 地区の清掃美化・花植活動等への参加 / 保全樹木等補助金制度や生垣設置奨励制度等の活用
- ・ 地区計画等の活用した、良好な市街地の整備及び保全
- ・ 建築物等を建設する場合は、周辺環境との調和 / 開発等において、緑の保全と緑化

● 行政の取組み

- ・ 出前講座等により景観についての意識啓発 / 千葉県屋外広告物条例により、良好な景観の形成
- ・ 緑地保全制度の周知と運用の推進 / 農業環境の整備を促進し、農村の景観の保全

● STEP 2 【ルールづくり】

千葉県と協議の上、景観行政団体に移行します。また、景観法に基づく景観計画及び、景観条例を策定し、景観まちづくりの具体的なルールづくりを行います。

● 市民と事業者の取組み

- ・ 景観計画等のルールづくりへの参加や提案 / 新たに市街地整備等を行う場合、地区計画等の活用

● 行政の取組み

- ・ 景観について意識啓発 / 景観行政団体への移行 / 景観計画の策定と景観条例の制定

● STEP 3 【景観まちづくりの取組み推進】

景観計画実現のため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割をもって、主体的に景観まちづくりに取り組みます。

● 市民や事業者の取組み

- ・ 景観まちづくりへの参画 / 景観に関する届出などのルールを守り、周辺環境と景観形成への配慮

● 行政の取組み

- ・ 景観施策についての普及啓発 / 景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観形成の促進

8 重点的な取り組み

本市には、景観まちづくりに関連する様々な計画や事業があります。これらを重点的な取り組みとして連携を図り、景観まちづくりの推進を図ります。積極的に参加・ご活用下さい。

表. 基本方針と取り組み事業

基本方針	主体	事業等名称	事業等概要	
基本方針1 行動・取組に関すること	市民	違反広告物除却活動 推進団体制度	市民と行政が協働して違反広告物を除却し、良好な景観の形成と風致維持を図ります。	
	事業者	臨海地区清掃事業	臨海地区の企業の協力により、臨海地区の散乱ゴミの収集を実施し、環境美化の推進を図ります。	
	行政	市民及び事業者等が主体となる取組みを維持・推進します。		
基本方針2 歴史・自然により形成された景観の保全に関すること	市民	保存樹木等助成金制度	市内に残された自然的、歴史的景観を残すため、幹周りや高さにより樹容の優れた樹木に対し、その保全等に要する費用の一部を助成します。	
		椎の森自然環境 保全緑地整備事業	市民が自然観察等の体験が出来るように、椎の森工業団地内の自然環境保全緑地を、市民ボランティアとともに整備を進めます。	
	事業者	緑地保全協定	一定規模以上の開発や事業所の建設時（主に工場）に、敷地の20%程度の緑化をお願いします。	
	行政	文化財保護事業	文化財の保護と活用を図り、文化意識の向上に努めます。	
基本方針3 市の特徴を活かした景観づくりに関すること	市民	花いっぱい事業	鉄道駅や、市内目抜き通り等に、ボランティアにより草花を植栽し、地域の環境美化を図ります。協力の申込みのあった団体に、花株を配布します。	
		田園空間施設維持 管理事業	地域の魅力ある田園空間を創出することを目的とし、広域農道沿いの7地区（神納～岩井）にコスモス等の植栽を依頼しています。	
	事業者	袖ヶ浦駅北側 特定土地区画整理事業	広域幹線道路や鉄道による交通の結節性等を活かして、袖ヶ浦駅周辺を地域の生活拠点として市街地形成を目指します。	
		行政	袖ヶ浦駅前線 電線共同溝整備事業	電線類の無電柱化により、安全で快適な歩行空間の創出や美しい都市景観を創出します。
			長浦駅整備	駅舎のバリアフリー化及び利用者の利便性向上を図るため、付帯施設を含めた駅舎の改修を推進します。
基本方針4 景観まちづくりの学習に関すること	市民	袖ヶ浦市観光協会 写真コンクール（隔年）	自然文化等の観光資源を被写体とした作品を募集します。観光ガイドマップ、ホームページ等により、各種観光宣伝に活用しています。	
	行政	出前講座等	市民団体等への出前講座や景観に関するシンポジウム等により景観まちづくりについて市民へ普及啓発します。	

問い合わせ先 袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
Tel 0438-62-2111（代表）
発行日 平成22年3月
E-mail sode25@city.sodegaura.chiba.jp

本計画は、平成17年度からの市民参画による取組みを基に、平成21年度に景観まちづくり基本計画策定委員会で検討いただき作成しました。



第3回策定委員会